

鳥取市歴史的建造物（桜寛苑）改修支援事業補助金交付要綱

（趣旨）

第1条 この要綱は、鳥取市歴史的建造物（桜寛苑）改修支援事業補助金（以下「本補助金」という。）について、鳥取市補助金等交付規則（昭和42年鳥取市規則第11号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

（交付目的）

第2条 本補助金は、歴史的建造物である桜寛苑を観光拠点として利活用するために必要な改修を支援することで、史跡鳥取城跡周辺における滞在性を高め本市の観光の振興を図ることを目的として交付する。

（補助対象者）

第3条 本補助金の交付の対象となる者は、桜寛苑を所有する日セラ興産株式会社とする。

（補助対象事業）

第4条 本補助金の交付の対象となる事業は、桜寛苑の改修及び関連する外構を整備する事業（以下「補助対象事業」という。）とする。

（補助対象経費）

第5条 本補助金の交付の対象となる経費は、桜寛苑の改修及び関連する外構整備に要する経費（国の補助金等の特定財源を除く。以下「補助対象経費」という。）とする。

（補助金の算定等）

第6条 本補助金の算定は、補助対象経費の総額（仕入控除税額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税に相当する額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）に規定する仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額と、当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）に規定する地方消費税率を乗じて得た金額の合計額をいう。以下同じ。）を除く。）に10分の10を乗じて得た額以内で算定し、予算の範囲内で交付する。

（交付申請の時期等）

第7条 本補助金の交付申請は、補助対象事業の開始前までに行わなければならない。

2 規則第4条の申請書に添付すべき同条第1号及び第2号に掲げる書類は、それぞれ様式第1号及び第2号によるものとする。

（承認を要しない変更）

第8条 規則第9条第1項の市長が別に定める変更は、次に掲げるもの以外の変更とする。

（1）本補助金の増額

（2）本補助金の2割を超える減額

(着手届を要しない場合)

第9条 本補助金の交付に係る事業は、規則第10条第1項第3号に定める場合とし、同項に規定する着手届の提出を要しないものとする。

(実績報告)

第10条 規則第12条に定める実績報告は、補助対象事業の完了、中止又は廃止の日から14日を経過する日までに行わなければならない。

2 規則第12条の報告書に添付すべき同条第1号及び第2号に掲げる書類は、それぞれ様式第1号及び第2号によるものとする。

(財産の処分制限)

第11条 規則第16条第4号の市長が定める財産は、次のいずれかに該当するものとする。

(1) 取得価格又は効用の増加価格が50万円以上の機械及び器具

(2) その他交付目的を達成するため処分を制限する必要があるものとして市長が別に定めるもの

(雑則)

第12条 この要綱に定めるもののほか、本補助金について必要な事項は、経済観光部長が定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和6年5月13日から施行する。

(失効)

2 この要綱は、令和7年3月31日限り、その効力を失う。

様式第1号(第7条、第10条関係)

事業計画(報告)書

1 補助対象事業名 鳥取市歴史的建造物(桜寛苑)改修支援事業

2 事業(予定)期間 開始 年 月 日
終了 年 月 日(日間)

3 事業計画(実績)

(1) 具体的内容

(2) 事業の効果

4 事業実績証明書類(写真、図面等) 事業報告書に限り添付

様式第2号(第7条、第10条関係)

収支予算(決算)書

(収入の部)

(単位:円)

科 目	本年度予算(決算)額	摘 要
計		

(支出の部)

(単位:円)

科 目	本年度予算(決算)額	摘 要
計		